

# 昭和四十年法律五百五十六号

## 石油ガス税法

目次

第一回 総則（第一条—第八条）	第二回 課税標準及び税率（第九条—第十条）
第三回 免税及び税額控除等（第十一条—第十二条）	第四回 申告及び納付等（第十三条—第二十条）
第五回 雑則（第二十一条—第二十六条）	第六回 罰則（第二十七条—第二十九条）
第六回 罰則（第二十七条—第二十九条）	第七回 総則
（趣旨）	

第一条 この法律は、石油ガス税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他の石油ガス税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 石油ガス 炭化水素（炭化水素とその他の物との混合物でその性状及び用途が炭化水素に類するものを含む。）で温度十五度及び一気圧において氣状のもの（一分子を構成する炭素の原子の数が二個以下のものを主成分とするものを除く。）をいう。

二 自動車 原動機により陸上を移動させるることを目的として製作した用具で軌条又は架線を用いないものをいう。

三 自動車用の石油ガス容器 石油ガスの容器のうち、当該容器に充てんされる石油ガスを自動車の燃料の用に供するための機能を有するもので政令で定めるものをいう。

四 石油ガスの充てん場 自動車用の石油ガス容器に石油ガスを充てんする場所をいう。

五 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一条）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

（課税物件）

第三条 自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガス（以下「課税石油ガス」という。）には、この法律により、石油ガス税を課する。（納稅義務者）

第四条 石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんする者（以下「石油ガスの充てん者」といいう。）は、その石油ガスの充てん場から移出さ

れた課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

（移出又は引取り等とみなす場合）

第五条 石油ガスの充てん場において課税石油ガスが消費される場合には、当該石油ガスの充てん者の責めに帰することができない場合には、その引き取る課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

（石油ガスの充てん者等とみなす場合）

第六条 課税石油ガスが石油ガスの充てん者とののみならず、この法律（第十六条、第十八条第一項及び第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する罰則を除く。）を適用する。

第七条 保税地域において課税石油ガスが消費される場合には、その消費者がその消費の時に当該課税石油ガスをその保税地域から引き取るものとみなす。

第八条 石油ガス税の納税地は、石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスに係るものについては、当該石油ガスの充てん場の所在地とし、保税地域から引き取られる課税石油ガスに係るものについては、当該保税地域の所在地とする。

第九条 石油ガス税の課税標準は、石油ガスの充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る

経過した日になお当該課税石油ガスがその場所に現存するときは、当該石油ガスの充てん者がその日の前日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。

（石油ガスの充てん者とみなす場合）

第六条 課税石油ガスが石油ガスの充てん者とののみならず、当該課税石油ガスに係る罰則を除く。）を適用する罰則を除く。）を適用する。

第七条 保税地域から移出され、又は移入され現に当該石油ガスの充てん場にあらわれる石油ガスと、その受けつけを石油ガスの充てん場に充てんする石油ガスをその保税地域から引き取られた課税石油ガス（当該石油ガスの充てん者と、その石油ガスを課税石油ガスに係るものを除く。）が、他の自動車用の石油ガスからの移出とみなして、この法律を適用する（適用除外）

（納稅地）

第八条 石油ガス税の納税地は、石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた場合において、課税石油ガスが当該石油ガスの充てん場に現存するときは、当該石油ガスの充てん者が当該充てんを行なわないこととなつた場合に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。ただし、当該石油ガスの充てん者が承認に係る課税石油ガスについて承認を受けたときは、こ

の限りでない。

第九条 石油ガス税の課税標準は、石油ガスの充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る

（税率）

第十条 石油ガス税の税率は、課税石油ガス一千ローラムにつき、十七円五十銭とする。

（輸出免稅）

第十三条 免税及び税額控除等

第一回 総則（第一条—第八条）

第二回 課税標準及び税率（第九条—第十条）

第三回 免税及び税額控除等（第十一条—第十二条）

第四回 申告及び納付等（第十三条—第二十条）

第五回 雑則（第二十一条—第二十六条）

第六回 罰則（第二十七条—第二十九条）

第七回 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、石油ガス税の課税物件、納

税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納

付の手続その他の石油ガス税の納税義務の履行に

ついて必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 石油ガス 炭化水素（炭化水素とその他の物との混合物でその性状及び用途が炭化水素に類するものを含む。）で温度十五度及び一

気圧において氣状のもの（一分子を構成する炭素の原子の数が二個以下のものを主成分とするものを除く。）をいう。

二 自動車 原動機により陸上を移動させるこ

とを目的として製作した用具で軌条又は架線を用いないものをいう。

三 自動車用の石油ガス容器 石油ガスの容器のうち、当該容器に充てんされる石油ガスを

自動車の燃料の用に供するための機能を有するもので政令で定めるものをいう。

四 石油ガスの充てん場 自動車用の石油ガス

容器に石油ガスを充てんする場所をいう。

五 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一条）第二十九条（保税地域の種類）に規定

する保税地域をいう。

（課税物件）

第三条 自動車用の石油ガス容器に充てんされて

いる石油ガス（以下「課税石油ガス」という。）

には、この法律により、石油ガス税を課する。

（納稅義務者）

第四条 石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充

てんする者（以下「石油ガスの充てん者」とい

う。）は、その石油ガスの充てん場から移出さ

る。

（課税標準）

第五条 石油ガス税の課税標準は、石油ガスの充

てん場から移出し、又は保税地域から引き取る

（課税標準）

第六条 課税石油ガスの重量とする。

第七条 課税石油ガスで容量により計量されているも

のについての前項の重量の計算に関し必要な事

項は、政令で定める。

（課税標準）

第八条 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申

告書の提出期限から三月以内に提出すること

を予定している場合において、政令で定める

ところによりその予定日を当該申告書の提出

先の税務署長に届け出たとき（当該予定期

限の内に当該税務署長が承認を受けたとき）に

提出することを予定している場合において、政令で定める

ところによりその予定期間までに提出すれば足り

るものとする。

（課税標準）

第九条 石油ガス税の課税標準は、石油ガスの充

てん場から移出し、又は保税地域から引き取る

（課税標準）

第十条 石油ガス税の税率は、課税石油ガス一千

ローラムにつき、十七円五十銭とする。

（輸出免稅）

第十三条 免税及び税額控除等

（課税標準）

4 政令で定めるところにより当該申告書の提出  
先の税務署長の承認を受けたとき 当該税務  
署長が指定した日

第一項の移出をした課税石油ガスを同項に規  
定する用途に供する場所に移入する前に、災害  
その他やむを得ない事情により亡失した場合に  
は、政令で定める手続によりその亡失の場所の  
最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡  
失證明書をもつて第二項に規定する政令で定め  
る書類に代えることができる。

第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項  
に規定する用途に供する場所に移入した者は、  
当該課税石油ガスの移入の目的、重量その他政  
令で定める事項を記載した書類を、当該場所の  
所在地の所轄税務署長に、その移入をした日の  
属する月の翌月末までに提出しなければなら  
ない。

6 税務署長は、取締り上必要があると認めると  
きは、政令で定めるところにより、前項に規定  
する者に対し、同項に規定する課税石油ガスを  
他の石油ガスと區別して蔵置すべきことを命ず  
ることができる。

7 第五項に規定する者は、同項に規定する課税  
石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲  
り渡してはならない。ただし、当該課税石油  
ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り  
渡すことについてやむを得ない事情がある場合  
において、政令で定める手続により、当該移入  
した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け  
たときは、この限りでない。

8 第五項に規定する者が同項に規定する課税石  
油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲  
り渡したときは、所轄税務署長は、その者から  
当該消費又は譲渡に係る石油ガス税を直ちに徴  
収する。ただし、既に第二項本文に規定する事  
実（第三項の届出又は承認があつた場合には、  
同項各号に定める日までに同項に規定する書類  
が提出されなかつた事実）が生じている場合  
は、この限りでない。

（移出に係る課税石油ガスの特定用途免稅に關  
する特例）

**第十二条の二** 前条第一項の規定に該当する課税  
石油ガスの移入をした同項に規定する用途に供  
する場所が次に掲げる場所に該当する場合にお  
いて、同項の移出をした石油ガスの充てん者  
が、当該課税石油ガスにつき、当該移出をした  
日の属する月分の第十六条第一項の規定による

申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る)に当該課税石油ガスの移出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところにより、当該課税石油ガスが当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、前条第二項本文の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一 当該課税石油ガスを移出した者と当該課税石油ガスを当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二 前号の規定に該当するもののほか、当該石油ガスの充てん者が移出する当該課税石油ガスが継続して移入される場所で、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、当該移出をする石油ガスの充てん場所の所在地(第八条ただし書の規定の適用がある場合においては、同条ただし書の規定による納稅地)の所轄稅務署長の承認を受けたもの

三 前条第五項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する課税石油ガスを継続して移入する場所であり、かつ、当該課税石油ガスを移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄稅務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

四 稅務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は石油ガス税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

五 第一項第二号又は第二項の承認を受けたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした稅務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

六 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税)  
**第十三条** 第十二条第一項に規定する用途に供する場合において、当該引き取ろうとする者  
が、政令で定めるところにより、納稅地の所轄  
税關長の承認を受けて当該課税石油ガスを引き取るときは、当該引取りに係る石油ガス税を免  
除する。ただし、第五項本文の規定の適用があ  
る場合は、この限りでない。

**2 税関長は、前項の承認をする場合には、その  
承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、  
当該課税石油ガスが同項に規定する用途に供す  
る場所に移入されたことについての当該場所の  
所在地の所轄稅務署長の証明書を提出すべきこ  
とを命じなければならない。**

**3 第一項の承認の申請者が第二十一条の規定に  
より命ぜられた担保の提供をしない場合には、  
税關長は、その承認をしてはならない。**

**4 第一項の承認の申請に係る同項に規定する用  
途に供する場所について、石油ガス税の保全上  
不適當と認められる事情がある場合には、税關  
長は、その承認をしていないことができる。**

**5 第一項の承認を受けて引き取った課税石油ガ  
スについて、第二項の規定により税關長が指定  
した期限までに同項に規定する証明書の提出が  
ないときは、当該承認を受けて課税石油ガスを  
引き取つた者から直ちにその石油ガス税を徴収  
する。ただし、第七項において準用する第十二  
条第八項本文の規定の適用が既にあつた場合  
は、この限りでない。**

**6 第一項の承認を受けて引き取つた課税石油ガ  
スを同項に規定する用途に供する場所に移入す  
る前に、災害その他やむを得ない事情により亡  
失した場合には、政令で定めるところによりそ  
の亡失の場所の最寄りの稅務署の稅務署長から  
交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定  
する証明書に代えることができる。**

**7 第十二条第六項から第八項までの規定は、第一  
項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規  
定する用途に供しようとする場所に移入した者  
について準用する。**

場合には、当該石油ガスの充てん者が当該戸入の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。次項及び第三項において同じ。)に記載した同条第一項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき既にこの納付されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既にこの項、次項、第三項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。同項において同じ。)に相当する金額を控除する。

石油ガスの充てん者が他の石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られた課税石油ガス(次項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものを除く。)をその石油ガスの充てん場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該課税石油ガスをその移入した石油ガスの充てん場から更に移出したときは、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該他の石油ガスの充てん場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項、次項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

ることができなくなつた販売代金に係る課税石油ガスの重量に対する石油ガス税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税）の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に第一項、前項、この項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）として政令で定めるところにより計算した金額を控除する。

前三項の場合において、これらの規定による控除を受けべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充填を引き続き行わないこととなつた後（第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後）当該石油ガスの充てん場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けた該課税石油ガスを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

第一項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする石油ガスの充てん者（第三項の規定の適用を受ける者を除く。）は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする石油ガス税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

第三項の規定の適用を受けた者が同項の規定の適用を受けた課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をしたときは、当該領収をした販売代金に係る課税石油ガスの重量として政令で定めるところにより計算した重量の課税石油ガスを、当該領収をした時に、その者が当該課税石油ガスを充填して同項の規定の適用を受けた石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。この場合において、当該移出したもののみなされた課税石油ガスに課されるべき石油ガス税の税率は、当該課税石油ガスにつき同項の規

8 定により控除された石油ガス税額の計算の基礎となつた税率とする。

8 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により  
石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業

項の規定が適用される事実が生じたときは、その承継した法人が当該移出をしたものとみなして、同項、第四項及び第七項の規定を適用する。

六 石油ガス税額（前号に掲げる石油ガス税額のうち既に確定したものと含む。）

に第一項、前項、この項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)として政令で定めるところによ

り計算した金額を控除する。  
4 前三項の場合において、これらの規定による  
空余を受けるべき月分の次条第一項の規定によ

括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事が生じたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、第一項から前項までの規定を適用する。

相続があつた場合において、当該相続に係る被相続人について第三項の規定が適用された課税石油ガスの販売代金の全部又は一部を相続人が領収したときは、当該販売代金については、その相続人が同項の規定の適用を受けたものとみなして第七項の規定を適用する。ただし、当該相続に係る全ての相続人が石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継しない場合は、この限りでない。

第八項の規定は合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継した法人が、ある場合について、前項の規定は法人が合併した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八項中「その相続人」とあるのは、「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と、「又は被相続人」とあるのは、「又は合併により消滅した法人」と、前項中「相続に係る被相続人」とあるのは、「合併により消滅した法人」と、「相続人が領収した」とあるのは、「合併後存続する法人又は合併により設立された法人が領収した」と、「その相続人」とあり、及び「当該相続に係る全ての相続人」とあるのは、「その合併後存続する法人又は合併により設立された法人」と読み替えるものとする。

分割により石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継した法人がある場合において、分割をした法人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスについて第三

13 人」と、「相続人が領収した」とあるのは「分割により事業を承継した法人が領収した」と、「その相続人」とあるのは「その分割により事業を承継した法人」と、「当該相続に係る全ての相続人」とあるのは「当該分割により事業を承継した全ての法人」と読み替えるものとする。

第四項又は第五項の規定による還付金につき  
國稅通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限から一月を経過する日

二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の翌月末日

**第四章 申告及び納付等**

（移出に係る課稅石油ガスについての課稅標準及び税額の申告）

**第十六条** 石油ガスの充てん者は、その石油ガスの充てん場ごとに、毎月（当該石油ガスの充てん場からの移出がない月を除く）、政令で定めることにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納稅地を所轄する稅務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該石油ガスの充てん場から移出した課稅石油ガスの重量

二 第十一条又は第十二条の規定による石油ガス税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする課稅石油ガスの重量

三 第一号の重量から前号の重量を控除した重量（以下この項において「移出に係る課稅標準数量」とする場合には、その適用を受けようとする

四 移出に係る課稅標準数量に対する石油ガス税額

五 前条第一項、第二項、第三項若しくは第五項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする

八 その他参考となるべき事項

一 前条第一項若しくは第五項の戻入れをした者、同条第二項の移入をした者は同条第三項の承認を受けた者は、これらの規定により控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第二項、第三項又は第五項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れ若しくは移入をした場合又は同条第三項の規定の適用を受けた石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

第一項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けて石油ガス税を免除された課税石油ガスについては、適用しない。

(引取りに係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告等)

十七条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

一 当該引取りに係る課税石油ガスの重量(以下この項において「引取りに係る課税標準数量」という。)

二 引取りに係る課税標準数量に対する石油ガス税額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油ガス税額

四 第二号に掲げる石油ガス税額から前号に掲げる石油ガス税額を控除した金額に相当する

石油ガス税額（以下「引取りに係る納付すべき税額」という。）

六 その他の参考となるべき事項  
2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する試  
　　揚げる石油ガス税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額が事項

課税税率が適用される課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、その引き取る課税石油ガスに係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

3 第一項に規定する者がその引取りに係る課税石油ガスにつき開税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該課税石油ガスに係る第一項の申告書の提出期限は、当該課税石油ガスの引取りの日の属する月の翌月末日とする。

(移出に係る課税石油ガスについての石油ガストaxの期限内申告による納付等)

第十八条 第十六条第一項の規定による申告書を提出した石油ガスの充てん者は、当該申告書の提出期限から一月以内に、当該申告書に記載した移出に係る納付すべき税額に相当する石油ガス税を、国に納付しなければならない。

第五条第一項ただし書又は第六条第一項の規定に該当する課税石油ガスに係る石油ガス税は、これらの規定に規定する石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。前に提出したものについて準用する。

(引取りに係る課税石油ガスについての石油ガス税の納付等)

第十九条 第十七条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る課税石油ガスを保税地域から引き取る時(同条第三項の場合にあっては、当該申告書の提出期限)までに、当該申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額に相当する石油ガス税を、国に納付しなければならない。

2 保税地域から引き取られる第十七条第一項に規定する課税石油ガスに係る石油ガス税は、同項の税関長が当該引取りの際徴収する。

**第二十条** 石油ガスの充てん者が、第十六条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出した場合において、第十八条第一項の規定による納期限までに納期限の延長についての中止請求書をその納税地を所轄する税務署長に提出し、かつ、当該申告書に記載した移出に係る納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を政令で定めるところにより提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する石油ガス税の納期限を延長することができる。

課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る課税石油ガスにつき開港場法第七条の二第二項（特例申告）に規定する特例申告を行う者を除く。）が、第十七条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税法第七条の二第二項（特例申告）に規定する取りに係る納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する石油ガス税の納期限を延長することができる。（採取した見本に関する適用除外）

**第二十一条の二** 国税通則法第七十四条の五第三号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関するときは、第四条、第十二条第八項本文（第十三条第七項において準用する場合を含む。）及び第十六条から第十九条までの規定は、適用しない。

**第五章 雜則**

**（保全担保）**

**第二十二条** 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、石油ガス税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、石油ガスの充てん者又は課税石油ガスを保税地域から引き取る者に対し、金額及び期間を指定して、石油ガス税につき担保の提供を命ずることができる。

（自動車用の石油ガス容器である旨の表示）

**第二十二条** 自動車用の石油ガス容器の所有者は、その自動車用の石油ガス容器の見やすい所には、その容器が自動車用の石油ガス容器であることを表示しなければならない。

第五章 雜則

**第二十条の二** 国税通則法第七十四条の五第三号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に關しては、第四条、第十二条第八項本文（第十三条第七項において準用する場合を含む。）及び第十六条から第十九条までの規定は、適用しない。

**第二十三条** 石油ガスの充填業をしようとする者（保税地域において、関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物に該当する課税石油ガスに係る石油ガスの充填業のみをしようとする者を除く。以下同じ。）は、その石油ガスの充てん場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。石油ガスの充填業を廃止し、又は休止しようとする場合も、同様とする。

前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を書面で所轄税務署長に申告しなければならない。

相続により石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その石油ガスの充てん場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされときは、当該相続があつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。

前項の規定は、合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。

第二十四条

の販売業者、課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る課税石油ガスにつき閑税法第七条の二第三項（特例申告）に規定する特例申告を行う者に限る。）及び第十二条第一項又は第十三条第一項に該当する課税石油ガスの移入をした者は、政令で定めるところにより、石油ガスの受入れ及び払出し又は課税石油ガスの保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

（申告義務等の承継）

**第二十五条** 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

**第二十五条** 法人が合併した場合においては、合

**第二十三条 石油ガスの充填業をしようとする者**  
(保税地域において、関税法第二条第一項第三号(定義)に規定する外国貨物に該当する課税石油ガスに係る石油ガスの充填業のみをしようとする者を除く。以下同じ。)は、その石油ガスの充てん場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。石油ガスの充填業を廃止し、又は休止しようとする場合も、同様とする。

2 前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を書面で所轄税務署長に申告しなければならない。

3 相続により石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その石油ガスの充てん場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされたときは、当該相続があつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。

4 前項の規定は、合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。

(記帳義務)

二 第二項の規定による記帳の義務

（保税地域に該当する石油ガスの充てん場）

**第二十六条** 石油ガスの充てん場が保税地域に該当する場合には、この法律の適用上、関税法第二条第一項第四号（定義）に規定する内国貨物（同法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む。）に該当する課税石油ガスについては、その石油ガスの充てん場を保税地域に該当しない石油ガスの充てん場と、その他の課税石油ガスについては、その石油ガスの充てん場を石油ガスの充てん場でない保税地域とみなす。

## 第六章 罰則

**第二十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により石油ガス税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十五条第四項又は第五項の規定により還付を受け、又は受けようとした者

三 前項の犯罪に係る課税石油ガスに対する石油ガス税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超えて該石油ガス税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

四 第一項第一号に規定するもののほか、第十六条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油ガス税を免れた者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

五 前項の犯罪に係る課税石油ガス税に対する石油ガス税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えて該石油ガス税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

**第二十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第五項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者





<p>五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改 正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正 規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定 (「(一)以上の許可を受けている場合にあつて は、そのすべての許可。次号において同じ。」) 「を削る部分に限る。」及び同法第七十九条 の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の 規定並びに附則第四条及び第六条から第十四 条までの規定、公布の日から起算して二年を 超えない範囲内において政令で定める日</p>	<p>附 則 (平成一九年三月三一日法律第四 号) 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>五 一から四まで 略 五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日 イ からハまで 略</p> <p>ニ 第八条の規定 (同条中國税通則法第十九 条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十九 条の二(見出しを含む。)の改正規定及 び同法第七十一条第二項の改正規定を除 く) 並びに附則第四十条第二項及び第三 項、第一百五条、第一百六条、第八十八条から第 百四十四条まで、第一百八十八条、第一百二十四 条、第一百二十五条、第一百二十九条から第百 三十三条まで、第一百三十五条並びに第一百 三十六条の規定</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第一百四十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 規定にあっては、当該規定。以下この条におい て同じ。)の施行前にした行為並びにこの附 則の規定によりなお従前の例によることとされ る場合及びこの附則の規定によりなおその効力 を有することとされる場合におけるこの法律の 施行後にした行為に対する罰則の適用について は、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第一百四十二条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令 で定める。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>第二百四十四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ る。</p>

<p>二 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行 する。 (揮発油税法等の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第五十一条 第十条の規定による改正後の揮発油 税法第十五条、第十一条の規定による改正後の 石油ガス税法第十一条及び第十二条の規定によ る改正後の石油石炭税法第十二条第一項、石油ガス 税法第十六条第一項又は石油石炭税法第十三条 第一項の規定による申告書の提出期限が到来す る揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税につい て適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が 到来した揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税 については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第一百七十二条 この法律 (附則第一条各号に掲げ る規定にあっては、当該規定。以下この条にお いて同じ。)の施行前にした行為並びにこの附 則の規定によりなお従前の例によることとされ る場合及びこの附則の規定によりなおその効力 を有することとされる場合におけるこの法律の 施行後にした行為に対する罰則の適用について は、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令 で定める。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 六月を超えない範囲内において政令で定める日 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>二 附則第四十八条の規定 公布の日</p>
---	---

<p>三 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。</p> <p>二 第五百九条の規定 公布の日</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 六月を超えない範囲内において政令で定める日 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。</p>
---	--